

(次世代法)

一般事業主行動計画

株式会社マスオ総合事務管理センターは社員の働き方を見直し、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 子育てを行う従業員等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

育児規定 3歳未満から小学生に入学するまでの子を持つ労働者に所定外労働の制限の制度を拡充

<対策>

- 令和3年下期～ 就業規則の見直しに伴い会議を行う
- 令和4年上期～ 育児に関する規定 就業規則の見直し
- 令和5年下月～ 制度の導入、社内広報紙などによる社員への周知